

**静岡県告示第660号**

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第8条第4項の規定に基づき、「静岡県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」を次のように公表する。

令和3年8月13日

静岡県知事 川 勝 平 太

「次のよう」は省略し、その計画書は静岡県経済産業部畜産振興課及び静岡県の各農林事務所に据え置いて縦覧に供する。